

外貨預金規定集

外貨普通預金規定

1. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第11条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第11条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

2. (取扱店の範囲)

この預金は、当店に限り預入れまたは払戻しができます。

3. (預金口座への受入れ)

(1) この預金口座に入金できるのは、次のとおりです。なお、通貨によって受入れられないものもあります。

- a. 現金(外国通貨での受入れはできません)。
- b. 当店を支払場所とする円貨建手形、小切手、配当金領収証、および外貨建手形、小切手等(本号にかかる証券類を以下「証券類」という)また、当店以外を支払場所とする外貨建の証券類については、取立のうえ決済確認後受入れます。
- c. 為替による振込金(外国からの振込も含む)。

(2) 手形要件(特に振出日、受取人)、小切手要件(特に振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。

(3) 証券類の取立を要する場合は、当金庫所定の手数料をいただきます。

4. (預金の払戻し)

この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名記入)のうえこの通帳とともに提出してください。

5. (手数料)

この預金の入出金については当金庫所定の取扱手数料をいただきます。

6. (利息)

この預金の利息は、当該通貨1通貨単位を付利単位として当金庫所定の利率および計算方法によって計算のうえ、毎年3月と9月の当金庫所定の日にこの預金に組み入れます。ただし、利率は金融情勢の変化により変更することがあります。

7. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

(1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については当金庫は責任を負いません。

(2) この通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

7-2. (成年後見人等の届出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合にも、同様にお届けください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。

(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に当店に届出てください。

(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当店に届出てください。

(5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

8. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他書類に使用された印影(または署名)を届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については当金庫は責任を負いません。

9. (譲渡、質入れの禁止)

(1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかる一切の権利は、譲渡、質入れその他の第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

(2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式によります。

10. (取引の制限等)

(1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、預金者に対し、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。預金者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じていただけない場合には、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。

(2) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫の指定する方法によって当店に届出てください。届出のあった在留期間が経過した場合には、当金庫は、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。

(3) 前1項の確認や資料の提出の依頼に対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引または法令や公序良俗に反する行為に利用されるおそれがあると判断した場合には、当金庫は、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。

(4) 前1項から3項までの定めにより取引が制限された場合であっても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める

場合、当金庫は速やかに当該取引の制限を解除します。

11. (解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、当店へ申出てください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金の名義人が存在しないことが明らかになった場合又は預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第9条第1項に違反した場合
 - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当金庫が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当金庫が預金口座の解約が必要と判断した場合。
 - ④ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または第10条第1項もしくは2項の定めにもとづき預金者が届出た事項等について、届出事項等が虚偽であることが明らかになった場合
 - ⑤ 第10条第1項から3項までのいずれかの定めにもとづく取引の制限が1年以上に亘って解消されない場合
 - ⑥ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、又はそのおそれがあると認められる場合
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
 - ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
 - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
- (4) この預金が当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (5) 前3項により、この預金が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

12. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名記入)してこの通帳とともに当店に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定できるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到着した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する清算金、損害金、手数料等の支払いは不要とします。
- (4) 相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

13. (準拠法等)

この預金取引は上記規定によるほかは、日本の法令の定めに従うものとし、この預金並びにこの規定に関し紛争が生じた場合には、当金庫本店または当店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

14. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 規定の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

ステートメント式外貨普通預金規定

1. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第16条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第16条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

2. (取扱店の範囲)

この預金は、この預金口座の開設申込店（以下「当店」という）に限り預入れまたは払戻しができます。

3. (取引明細書)

- (1) この預金については通帳を発行いたしません。
- (2) この預金の取引明細は、当金庫が作成する「外貨預金お取引明細書」に記載して交付いたしますので、別に交付した「外貨預金お取引明細書フォルダー」に綴り込み、保管ください。
- (3) 前項の取引明細書上における同日内の取引の記載順序は、当金庫の定めるとおりとします。

4. (確認専用口座)

- (1) この預金の開設にあたっては、当金庫所定の種類の預金口座を本人であることを確認するための専用口座として届出てください。
- (2) 前項の確認専用口座の名義および住所は、この預金の名義および住所と各々同一であるものに限定します。

5. (預金口座への受入れ)

- (1) この預金の対価として受入れできるのは、次のとおりです。なお、通貨によっては受入れられないものもあります。
 - ① 現金（外国通貨での受入れはできません）。
 - ② 当店を支払場所とする円貨建手形、小切手、配当金領収証、および外貨建手形、小切手等（本号にかかる証券類を以下「証券類」という）。
また、当店以外を支払場所とする外貨建の証券類については、取立のうえ決済確認後受入れます。
 - ③ 為替による振込金（外国からの振込も含む）。
- (2) 手形要件（特に振出日、受取人）、小切手要件（特に振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類の取扱いに関しては、当金庫所定の手数料をいただきます。

6. (預金の払戻し)

- (1) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名記入）のうえ、あらかじめ届出た確認専用口座の通帳またはキャッシュカードとともに提出してください。
- (2) 当金庫がこの預金の外貨残高を当該外貨預金と同一の通貨により払戻すよう請求された場合に、当該外貨預金の通貨または当金庫所定の外国為替相場により換算した当該外貨金額相当額の本邦通貨、またはそれらの組み合わせのいずれをもって支払うかは当金庫の任意とします。

7. (適用外国為替相場)

この預金への預入れまたは払戻しの際に当該外貨預金の通貨以外の通貨への換算を行う場合は、当金庫所定の外国為替相場により取扱います。

8. (手数料)

この預金の入出金については当金庫所定の手数料をいただきます。

9. (利息)

この預金の利息は、当該通貨1通貨単位を付利単位として当金庫所定の利率および計算方法によって計算のうえ、毎年3月と9月の当金庫所定の日にこの預金に組み入れます。ただし、利率は金融情勢の変化等により変更することがあります。

10. (差益・差損)

この預金取引を行うに際しては、外国為替相場の変動により差益または差損があることを承認したものとし、差損については当金庫はいっさいの責任を負いません。

11. (届出事項の変更等)

- (1) 印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については当金庫は責任を負いません。
- (2) 印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約等は当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

11-2. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合にも、同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に当店に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当店に届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

12. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名）と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他事故があってもそのために生じた損害については当金庫は責任を負いません。

13. (差引計算等)

- (1) 当金庫に対し弁済期の到来した債務を負担しているときは、この預金の通貨種類、期日等のいかににかかわらず、当金庫はこの預金をいつでも当金庫所定の方法により相殺または弁済に充当することができるものとします。
- (2) 前項において、この預金と債務の通貨種類が異なるときには、この預金は、相殺または弁済充当時における当金庫所定の外国為替相場により、本邦通貨または当金庫に対する債務と同一種類の通貨に換算できるものとします。

14. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかる一切の権利は、譲渡、質入れその他の第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式によります。

15. (取引の制限等)

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、預金者に対し、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。預金者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じていただけない場合には、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫の指定する方法によって当店に届出てください。届出のあった在留期間が経過した場合には、当金庫は、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (3) 前1項の確認や資料の提出の依頼に対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引または法令や公序良俗に反する行為に利用されるおそれがあると判断した場合には、当金庫は、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (4) 前項1から3までの定めにより取引が制限された場合であっても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は速やかに当該取引の制限を解除します。

16. (解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、発行済みの「外貨預金お取引明細書ファイル」を持参のうえ、当店へ申出てください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかににかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金の名義人が存在しないことが明らかになった場合又は預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第14条第1項に違反した場合
 - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当金庫が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当金庫が預金口座の解約が必要と判断した場合
 - ④ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または第15条第1項もしくは(2)の定めにもとづき預金者が届出た事項等について、届出事項等が虚偽であることが明らかになった場合
 - ⑤ 第15条第1項から3項までのいずれかの定めにもとづく取引の制限が1年以上に亘って解消されない場合
 - ⑥ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、又はそのおそれがあると認められる場合
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
 - ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
 - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
- (4) この預金が当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (5) 前3項により、この預金が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、あらかじめ届出た確認専用口座の通帳またはキャッシュカードとともに発行済みの「外貨預金お取引明細書ファイル」を持参のうえ本店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

17. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名記入）してあらかじめ届出た確認専用口座の通帳またはキャッシュカードとともに発行済みの「外貨預金お取引明細書ファイル」を持参のうえ当店に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定できるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到着した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する清算金、損害金、手数料等の支払いは不要とします。
- (4) 相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。
18. (準拠法等)
- この預金取引は上記規定によるほかは、日本の法令の定めに従うものとし、この預金並びにこの規定に関し紛争が生じた場合には、当金庫本店または当店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。
19. (規定の変更)
- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
 - (2) 規定の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上
2020年4月1日改定